

県産農林水産物を取り扱う荷主事業者の皆様へ

令和7年度 あおり農林水産物の 物流効率化推進事業費補助金

本県における持続可能な物流体制の構築を図るため、県産農林水産物を取り扱う荷主事業者が実施する物流の効率化の取組に要する費用の一部を補助します。

補助率・補助上限額

対象事業	補助上限額	補助率
・ 機器・システム等導入	200 万円	1/2 以内
・ 施設等の整備・改修	500 万円	

申請受付期間

令和7年4月11日(金)～令和7年10月31日(金)

期間内であっても、予算の上限に達した場合は、受付を終了します。

補助対象者

青森県内に本社、集出荷施設等の主要施設を有する
県産農林水産物を取り扱う荷主事業者



補助対象事業等の詳細は裏面をご覧ください。

お問い合わせ先・申請書の提出先

青森県農林水産部 食ブランド・流通推進課 企画調整グループ

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1



017-734-9351



brand@pref.aomori.lg.jp

あおり農林水産物の物流効率化推進事業



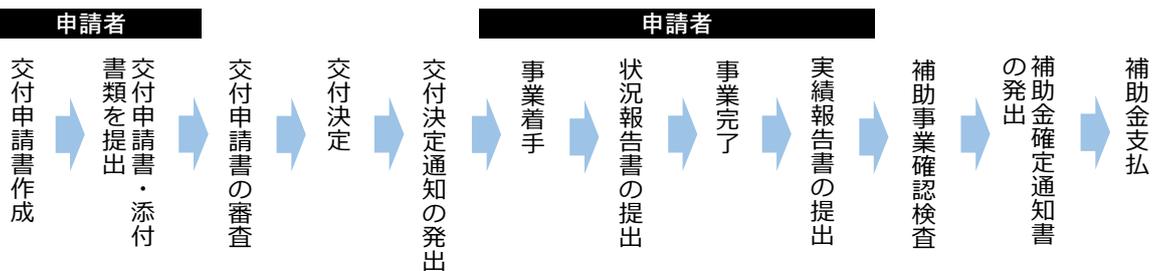
補助金の概要

対象事業	対象経費経費	補助率・補助上限額
1 荷役作業の効率化に資する機器・システム等の導入等	(1)荷役機械の導入 ・フォークリフト、フィルム包装機等 (2)荷役機器の導入 ・パレット、カゴ台車等 (3)システムの導入 ・パレット循環管理システム、トラック予約システム等 (4)輸送の実証試験に係る運行経費 (5)専門家への相談に係る経費	・補助率：1 / 2 以内 ・補助上限額：2,000 千円
2 荷待ち・荷役時間の短縮に資する施設等の整備・改修	(1)物流倉庫等の整備・改修 (2)冷凍・冷蔵施設の整備・改修 (3)荷役機械作業スペース、荷待ちトラックの駐車スペース等の整備	・補助率：1 / 2 以内 ・補助上限額：5,000 千円 ※1と2に取り組む場合も、補助率1 / 2 以内、補助上限額5,000千円となります。

申請方法

郵送 または 電子メール により申請

申請から支払いまでの流れ



留意事項

採択要件

補助金の申請には、次の全ての要件を満たす必要があります。

- ・取組内容が物流事業者の労働力不足の解消又は改善に寄与するものであること
- ・既にトラック積載率の向上に取り組んでいる、又は、取り組む予定であること
- ・荷待ち時間又は荷役時間の削減を図る取組であること

対象外経費

以下に該当する経費は対象外です。（主なもののみ記載）

- ・機械、機器、システム、施設等の単純更新に要する費用
- ・申請した同一の内容（経費）で、国、都道府県、市町村等から重複して補助等を受けているもの
- ・交付決定前に支出される経費（例外あり）

申請手続や要件の詳細は補助金交付要綱（県ホームページ）又は表面お問い合わせ先にご確認ください。